

事業見直しによる影響額

健康福祉局

単位:円

課名	事業名	平成19年度 決算額	平成20年度 決算額	差額	備考
障害福祉課	ファックス使用料等助成費	2,849,400	0	2,849,400	事業廃止
	公衆浴場利用交付金	20,927,220	13,724,290	7,202,930	大人(中学生以上)1回利用につき100円の自己負担
	心身障害児扶助費	20,074,000	4,682,000	15,392,000	特別児童扶養手当(国制度)受給者、世帯の市町村民税が一定額以上の場合は支給対象外
高齢者福祉課	敬老激励金	10,395,000	759,591	9,635,409	長寿祝品(現金支給は廃止)
	元気70パス事業	141,547,705	110,736,557	30,811,148	公衆浴場1回利用につき100円の自己負担
	老人大学OB会活動補助金	231,000	0	231,000	事業廃止
医療福祉課	老人医療費助成制度の見直し	111,478,109	53,754,314	57,723,795	平成17年11月1日、制度改正以降、市単独助成の対象者(昭和13年10月31日以前に生まれた方)が減少し、平成20年11月以降、県制度対象者のみとなった
	入院時食事療養費助成制度の見直し	159,024,187	109,927,760	49,096,427	平成20年8月1日～ 老人・・・半額助成を廃止 重身・乳幼児・母子・・・全額→半額
	母子家庭等医療費助成制度 (市単独分・寡婦入院医療)の見直し	20,520,766	11,315,709	9,205,057	平成20年8月1日～ 市単独事業の寡婦 入院医療の助成を廃止
合計		487,047,387	304,900,221	182,147,166	

公債費資料

元 金

単位：千円

	元 金	1日当たり
一般会計	14,257,584	39,062
特別会計	12,218,772	33,476
小 計	26,476,356	72,538
企業会計	2,557,853	7,008
合 計	29,034,209	79,546

長期債利子

単位：千円

	長期債利子	1日当たり
一般会計	2,841,387	7,785
特別会計	3,374,947	9,246
小 計	6,216,334	17,031
企業会計	1,606,937	4,403
合 計	7,823,271	21,434

合 計

単位：千円

	合 計	1日当たり
一般会計	17,098,971	46,847
特別会計	15,593,719	42,722
小 計	32,692,690	89,569
企業会計	4,164,790	11,411
合 計	36,857,480	100,980

起債残高

単位：千円

	起債残高	1人当たり
一般会計	1,432億円	376
特別会計	1,331億円	349
小 計	2,763億円	725
企業会計	615億円	161
合 計	3,378億円	886

歳出

款(2)総務費 項(1)総務管理費 目(1)一般管理費

管財課

節		明		細	
○ 印刷製本費		予算額	96,000円	予⑰	228千円
決⑮	272,735円	補正額	0円	予⑱	225千円
決⑯	266,966円	流用額	0円	予⑲	307千円
決⑰	184,275円	予算現額	96,000円	予⑳	96千円
決⑱	223,324円	決算額	66,150円	予㉑	56千円
決㉑	254,835円	不用額	29,850円		
		(内訳)			
		・駐車場利用券			66,150円
				計	66,150円
● 光熱水費		予算額	111,983,000円	予⑰	120,078千円
決⑮	117,257,718円	補正額	0円	予⑱	115,581千円
決⑯	116,207,483円	流用額	0円	予⑲	108,263千円
決⑰	110,420,337円	予算現額	111,983,000円	予⑳	111,983千円
決⑱	107,361,863円	決算額	111,854,595円	予㉑	113,654千円
決㉑	107,029,331円	不用額	128,405円		
		(内訳)			
		・電気(本庁舎)			63,789,343円
		(東庁舎)			12,470,703円
				電気代計	76,260,046円
		・ガス(本庁舎)			17,761,400円
		(東庁舎)			1,805,429円
				ガス代計	19,566,829円
		・水道(下水道使用料含む)(本庁舎)			12,961,514円
		(下水道使用料含む)(東庁舎)			3,066,206円
				水道代計	16,027,720円
				総合計	111,854,595円

賃貸借契約書

和歌山市(以下「甲」という。)と 大和工商リース株式会社大阪支社 (以下「乙」という。)は、次の条項により賃貸借契約を締結する。

(目的)

第1条 乙が所有する建築物(業務仕様書に基づく)、(以下「当物件」という。)を甲が賃借するものとする。

(1) 建物の所在地

和歌山市七番丁19番・20番・21番・22番・23番2の一部

(2) 建物の構造

鉄骨造(耐火建築物)地上4階建て

(3) 建物の面積

延べ床面積 6,645.10 m²

(契約金額)

第2条 契約金額は、金1,890,000,000円とし、別表①記載の内訳によるものとする。

(契約期間)

第3条 この契約期間は、平成13年9月1日から平成23年8月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲の都合にてやむなく賃貸借期間内において契約を解除せざるを得ない場合は建築費用及び経過分の費用(公租公課・諸税・メンテナンス費用)について精算し、甲は乙に支払うものとする。

(賃貸借料)

第4条 賃貸借料は、次のとおりとする。

平成13年度額 金110,250,000円(消費税及び地方消費税分金3,347,893円を含む。)

平成14年度額 金189,000,000円(消費税及び地方消費税分金5,739,245円を含む。)

平成15年度額 金189,000,000円(消費税及び地方消費税分金5,739,245円を含む。)

平成16年度額 金189,000,000円(消費税及び地方消費税分金5,739,245円を含む。)

平成17年度額 金189,000,000円(消費税及び地方消費税分金5,739,245円を含む。)

平成18年度額 金189,000,000円(消費税及び地方消費税分金5,739,245円を含む。)

平成19年度額 金189,000,000円(消費税及び地方消費税分金5,739,245円を含む。)

平成20年度額 金189,000,000円(消費税及び地方消費税分金5,739,245円を含む。)

平成21年度額 金189,000,000円(消費税及び地方消費税分金5,739,245円を含む。)

平成22年度額 金189,000,000円(消費税及び地方消費税分金5,739,245円を含む。)

平成23年度額 金78,750,000円(消費税及び地方消費税分金2,391,352円を含む。)

(請求及び支払い)

第5条 賃貸借料の支払いは、月額金15,750,000円(消費税及び地方消費税分を含む。)とし、

甲は、乙から請求書を受領した日から30日以内に賃貸借料を乙に支払うものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第6条 乙は、この契約に基づく権利又は義務を譲渡し、又は承継させてはならない。

2 乙は、この契約に基づく権利又は義務の全部又は主体的部分を一括して第三者に行わせてはならない。

3 乙は、当物件に抵当権、質権その他形式の如何を問わず、完全な使用を阻害する権利等を一切設定してはならない。

(維持管理及び修繕義務等)

第7条 乙は賃貸借期間中、当物件を常に良好な状態で甲の使用に供さなければならない。

2 甲は、建物構造の改造等を行うときは、事前に乙に通知し、その費用の負担等について甲、乙協議し双方同意の上で行うものとする。

3 乙は当物件の維持管理について、別表②に記載されたメンテナンス項目に基づき下記の維持管理をしなければならない。

①消防法に係る消防設備点検業務

②電気設備及び給排水設備の保守点検業務

③建物内外の維持補修

④その他諸設備に係る法定検査

4 甲は、蛍光灯等消耗品の維持補修をするものとする。

(火災保険)

第8条 乙は、当物件を甲に引き渡しと同時に火災保険を付保するものとし、保険契約の写しを甲に提出すること。

2 当物件に保険事故が発生したときは、甲は、直ちにその旨を乙に通知し、かつ、保険金の受け取りに必要な書類等の作成に協力する。

3 甲が前項の義務を履行したときは、甲が、乙に賠償しなければならない金額について、受け取り保険金を限度としてその義務を免除される。

(所有権及び管理者としての義務)

第9条 当物件の所有権は乙に属し、甲はこれを善良な管理者の注意を持って使用し、管理しなければならない。

2 甲は、天災(地震を除く)その他乙の責めに帰すべき理由により、当物件が滅失又は損傷した場合は、賠償の責を負わないものとする。

(甲の解除権)

第10条 甲は、乙がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認めるときは、契約を解除することができる。

2 乙は、第1項の規定により契約が解除された場合において甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第11条 乙は、甲が契約に違反し、その違反により契約の継続が不可能になったときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除された場合において乙に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(機密の保持)

第12条 乙は、この契約の履行にあたり知り得た甲の業務上の機密を外部に漏らし、又他の目的に利用してはならない。

(賃貸借期間終了後の譲渡)

第13条 乙は、当物件の賃貸借期間及び賃貸借料の支払いが全て終了した時点で、当物件を甲に無償譲渡するものとする。

(疑義の決定)

第14条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

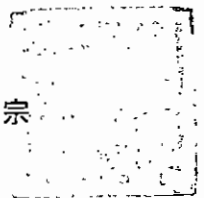
この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成13年9月1日

甲 和歌山市七番丁23番地

和歌山市

和歌山市長 旅田卓宗



乙

大
阪
支
店

第5番20
支店大阪支
店 博

別表①

内 訳	金 額	消 費 税
建設費	1,111,849,000	55,592,450
金利	240,758,550	0
公租公課	237,500,000	0
メンテナンス	36,000,000	1,800,000
登記費用	14,400,000	0
保険料	13,000,000	0
地代	179,100,000	0
1,890,000,000	1,832,607,550	57,392,450

別表②

	項目 1	項目 2	内 容	実施回数
	受電設備点検業務	受電容量1150KVA	電気事業法に基づく	12回/年
設備保守業務	消防用設備点検	消火器	消防法に基づく	2回/年
		誘導灯		2回/年
		室内消火栓設備		2回/年
		自動火災報知設備		2回/年
		防排煙設備		2回/年
		非常警報設備		2回/年
	ポンプ設備保守点検	加圧給水ポンプ・2基	巡回・普通・精密機器点検	2回/年
エレベーター保守点検	13人乗り・2基	フルメンテナンス(メーカー)	2回/年	
シャッター保守点検	電動シャッター・9セット	メーカー点検	2回/年	
自動ドア保守点検	4セット	メーカー点検	2回/年	
特殊建築物定期検査	建築全般	建築基準法の調査業務	1回/2年	
建築設備定期検査	換気・排煙・非常照明	建築基準法の調査業務	1回/年	
環境衛生管理業務	建築物環境衛生管理技術者選任		ビル衛生管理法に基づく法定業務	12回/年
	防虫・防腐業務		ビル衛生管理法に基づく法定業務	2回/年
	飲料用貯水槽清掃	受水槽25t	水道法による法定業務	1回/年
	水質検査		ビル衛生管理法に基づく法定業務	2回/年
	空気環境測定		ビル衛生管理法に基づく法定業務	6回/年
空調管理業務	空調機維持管理業務	氷蓄熱式空調機の全て	10年間フルメンテナンス契約	随時
	空調機維持管理業務	ガス式空調機の全て	10年間フルメンテナンス契約	随時

企業立地促進奨励金交付状況

(単位：千円)

	平成20年度	奨励金額	指定事業内容	年度目/年度中
1	本州化学工業(株)	13,273	化学製品製造	4/5
2	国土建設(株)	1,624	建材加工	4/5
3	トランスコスモスシーアールエム和歌山(株)	235	コールセンター	4/5
4	(株)カントク	9,498	特殊鋼品製造	3/5
5	笠野興産(株)	3,945	電子材料用薬剤製造	2/5
6	(株)島精機製作所	23,582	繊維機械の組立・製造	1/5
7	(有)藤村産業	12,908	建具の製造	1/5
8	ペトロマテリアル(株)	135,706	油井管・石油採掘工具製造	1/3
9	南海スチール(株)	19,471	住宅ユニット鉄筋製造	1/3
10	(株)インテリックス	55,217	オーダーカーテン縫製	1/3
	合 計	275,459		